

# 答申書

平成27年1月28日

沖縄県対米請求権事業調査委員会

沖対調第1号  
平成27年1月28日

公益社団法人沖縄県対米請求権事業協会  
会長 川上好久 殿

沖縄県対米請求権事業調査委員会  
委員長 野崎四郎



### 対米請求権事業のあり方について（答申）

平成26年9月3日付け、諮問第1号で諮問のあったみだしの件については、慎重に審議した結果、現行事業の見直しについて事業調査委員会の意見をとりまとめましたので答申します。  
なお、新規事業については、引き続き審議することとします。

目 次

1 はじめに .....	1
2 事業見直しの基本方針 .....	1
3 現行事業の見直しについて .....	2
(1) 継続して実施する事業 .....	2
① 地域振興事業 (②を除く) .....	2
② 地域振興事業 (学力向上支援事業) .....	3
③ 軍用地跡地利用対策事業 .....	3
④ 地域活性化助成事業 .....	3
⑤ 地域振興研究助成事業 .....	4
(2) 廃止が適当である事業 .....	4
4 新規事業の創設等について .....	5
5 その他の事項について .....	5

《参考資料》

## 1 はじめに

沖縄県対米請求権事業協会（以下「協会」という。）は、対米請求権問題の解決策として国から交付された特別支出金（120億円）を基本財産として受け入れ、基本財産から生ずる運用益を被害者等の支援並びに沖縄における文化の高揚及び地域の振興を目的とする対米請求権事業として、市町村や地域づくり団体等が実施する地域振興や地域活性化等の諸事業に対し、支援・推進をしている。

今般、協会の財政状況は、我が国の金融緩和策により、長期金利が低い水準で推移する中、当面は運用益の増加は見込めない状況となっており、今後の収支見通しでは、多額の収支不足が見込まれ、平成26年度以降の予算編成においては、助成事業などの経常費用に対する経常収益の不足が生じ、財政調整等資金積立金の補てんによる予算編成となるなど、現状のまま事業運営を続けると同積立金での対応は、平成27年度が限度となり、その後の運営は困難となる。

そのため、本委員会としては、協会の事業運営をめぐる現状と課題を踏まえ、審議・検討を重ねた結果、対米請求権事業のあり方を以下により、具体的な見直し方針を提言するとの結論に達した。

## 2 事業見直しの基本方針

対米請求権事業の見直しに当たっては、平成18年度に本委員会が答申した内容を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化に対応した事業展開を基本的な視点とし、協会の財政的に限られた運営資源を効果的に活用するため、次のような方針の下で検討するものとする。

- (1) この答申における対米請求権事業の見直しは、協会の事業運営をめぐる現状と課題を踏まえ、見直しによる事業の実施期間は、平成31年度までの5年間とする。

- (2) 事業の見直しについては、財政調整等資金積立金に過度に依存しない事業運営を図る観点から、運用益に応じた適正な支出規模への抑制を基本に対米請求権事業の見直しを検討する。
- (3) 平成24年度に創設された沖縄振興特別推進交付金（ソフト事業）は、沖縄振興に資する幅広い分野の事業に活用することが可能となっており、同交付金との棲み分けについて検討する。
- (4) 地域づくり団体等を対象とした公募事業については、自ら発想し魅力ある地域づくりを進めることを重要な視点として、地域住民が主体的に取り組む活動に配慮した支援を検討する。

### 3 現行事業の見直しについて

現行事業については、事業運営をめぐる現状と課題や平成18年度の本委員会での答申において、公益法人への移行期間内で拡充が行われた経緯等も踏まえ、また、昨今の社会経済情勢の変化に対応するため、各事業に関し、その効果等の検証や併せて地域（市町村）の事業ニーズを把握するなど、総合的に検討した結果、以下により、事業の見直しを提言する。

なお、沖縄振興特別推進交付金（ソフト事業）との棲み分けについては、市町村の意向調査を踏まえ、今後の検討課題とする。

#### （1）継続して実施する事業

##### ① 地域振興事業（②を除く）

この事業は、平成6年度から実施している事業で、地域の特性を活かした個性豊かな地域づくりを推進し、住民の健康で文化的な生活の確保に資するため、市町村等が自主的に実施する地域の振興及び文化の高揚等を目的とした広範な分野のソフト事業に対し、助成を行う事業であり、地域のニーズも高く、これまで地域づくりに大きく寄与している。

しかしながら、運用益の増加が見込めない中、現行のまま事業を継続することは困難であることから、助成限度額と助成割合については平成18年度の水準（金額、割合）に戻すこと、すなわち引き下げることが相当である。

## ② 地域振興事業（学力向上支援事業）

この事業は、平成21年度から実施している事業で、地域振興のための長期的な人材育成の観点から、児童・生徒の学力向上を図るために、地域が行う学習支援等に対し、助成を行う事業である。

市町村が運営する学習塾支援や各種検定料半額補助などに活用され、離島における学習環境の改善など、児童・生徒の学力向上に寄与している。

しかしながら、運用益の増加が見込めない中、現行のまま事業を継続することは困難であることから、助成限度額と助成割合を引き下げることが相当である。

## ③ 軍用地跡地利用対策事業

この事業は、平成5年度から実施している事業で、駐留軍用地跡地等の総合的かつ計画的な有効利用を促進するため、市町村等が行う軍用地跡地利用計画の策定及び環境調査、地権者意向調査等に対し、助成を行う事業である。

返還跡地の利用推進に関する施策は、沖縄振興特別措置法等の枠組みにおいて国及び沖縄県、関係市町村が連携して行うこととされており、基本的には行政において対応すべきことであるが、対米請求権問題の経緯及びその設立目的等を踏まえ、助成限度額と助成割合は平成18年度の水準（金額、割合）に戻すこと、すなわち引き下げることが相当である。

## ④ 地域活性化助成事業

この事業は、平成12年度から実施している事業で、沖縄県、市町村、各広域市町村圏事務組合、県内の地域づくり団体等が行う自主的かつ主体的な取り組みを支援し、これまで地域の担い手育成や

活性化等に寄与している事業である。

特に、地域づくり団体等においては、行政の補完的役割を果たしていることなども踏まえ、各分野における地域づくりの取り組みに対する支援は今後も重要になってくるものと考え、本事業については、事業規模を拡充することが相当である。

#### ⑤ 地域振興研究助成事業

この事業は、平成8年度から実施している事業で、本県における地域の振興及び文化の高揚等に寄与することを目的に、県内の研究機関や民間団体等が自主的に行う政策提案型の調査研究に対し、所定の審査を経て選定された研究に助成を行う事業であり、その成果を本県の社会経済の発展に活用しようとするものである。

民間の知恵やノウハウ等を地域づくりに活用するという観点から継続して実施する必要がある。

ただし、政策提案の内容等については、公益性の度合い、効果や必要性など、直接的に県民の利益につながるよう、より判断基準を明確にするとともに、対象経費やその算定方法の見直しを図ることが相当である。

### (2) 廃止が適当である事業

#### ① 人材育成功事業（ユイマール塾の運営）

この事業は、平成20年度から実施している事業で、当初、離島や僻地など教育環境の格差解消のため人口2千人以下の町村を対象に実施した事業であったが、次第に対象範囲を全市町村に広げ実施している。

本事業については、平成18年度の本委員会の答申に基づき、財政調整等資金積立金を財源として平成24年度までの期間限定事業であったことや沖縄振興特別推進交付金事業創設により県・市町村における学力向上のための各種支援策が講じられ、さらには子育て支援に係る国庫補助制度の創設に伴う生活保護世帯、低所得世帯の児童・生徒

を対象とした学習支援事業が行われていることも踏まえ、事業規模の縮小を行い、平成27年度以降廃止することが相当である。

#### 4 新規事業の創設等について

新規事業については、本県全体の社会経済の発展に資するような効果的かつ中長期的な視点に立って、新たな分野の施策ニーズの調査・把握を行うなど、十分な検討を尽くした上で、限られた予算の中、実施も含め判断する必要がある。

また、現行事業のあり方についても、住民との協働によるまちづくりの推進など、事業内容の見直しを図る必要があることから引き続き審議・検討する。

#### 5 その他の事項について

##### (1) 基金運用及び造成について

協会は、昭和58年度以降、基本財産の運用益を活用して、各種の事業を実施してきたが、長期金利が低い水準で推移する中、基本財産の目減り対策が課題となっており、今後、協会の事業を安定的に実施していくためには、基金の運用（投資等）による目減り対策や基金の造成等を継続して研究・検討する必要がある。

##### (2) 事業の周知について

協会は、県民から付託された財産（基金）を活用して各種事業を実施していることから、関係機関と連携した情報発信の強化など、協会事業の積極的な活用策について検討し、県民への周知を図る必要がある。

### (3) 協会の名称変更について

協会は、設立から30年余が経過する中で時代の変化に伴う多種・多様な住民ニーズに配慮した様々な事業を展開している。今後も地域振興や地域活性化の役割を担う協会の存在意義は大きい。

しかしながら、協会が行う事業と名称の齟齬による様々な誤解等もある。また、近年、少子・高齢化に伴う人口減少社会の確実な到来による社会的環境が変化する中、協会は、沖縄21世紀ビジョンを基本に組織体制の充実も含め、今後、地域振興のリーディングセンターとしての機能が求められており、飛躍発展をイメージする名称に変更することが必要である。